

2019年8月28日

令和元年8月の前線に伴う大雨により被害を受けられた皆さまへ

全管協少額短期保険株式会社

### 火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびの令和元年8月の前線に伴う大雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

#### 記

##### 【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

##### ≪弊社担当窓口≫

お客さま相談窓口:0120-329-431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

#### ■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
佐賀県	佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 鳥栖市 (とすし) 多久市 (たくし) 伊万里市 (いまりし) 武雄市 (たけおし)  鹿島市 (かしまし) 小城市 (おぎし) 嬉野市 (うれしのし) 神埼市	2019年8月28日(水)

佐賀県	(かんざきし) 神埼郡吉野ヶ里町 (かんざきぐんよしのがりちょう) 三養基郡基山町 (みやさぐんさやまちょう) 三養基郡上峰町 (みやさぐんかみみねちょう) 三養基郡みやき町 (みやさぐんみやきちょう) 東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいちょう) 西松浦郡有田町 (にしまつうらぐんありたちょう) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう) 杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)	2019年8月28日 (水)
-----	--	----------------

末筆にて失礼と存じますが、暑さ厳しい折から、ご自愛くださいますよう心よりお願い申し上げます。

以上